

萩原コロナ裁判通信

No.2 2020年10月19日

JR東海労新幹線関西地本
コロナ本人訴訟プロジェクト

サービックと団体交渉開催！

「萩原さんへの威圧行為に関する緊急申し入れ」

10月13日、東海労新幹線関西地本は「萩原さんへの威圧行為に関する緊急申し入れ」として8月14日に申し入れた件で関西新幹線サービックと団体交渉を開催しました。

萩原さんは、自身をコロナ感染の危険にさらした関西新幹線サービックと、第一事業所の竹腰所長、山崎副所長を相手に8月5日、裁判に訴えました。その『提訴にあたって』という文書をサービック第一事業所内で休憩時間に同僚に手渡しで個別に配ったところ8月13日、田中総務科長と藤中係長から、「8月9日『提訴にあたって』なる文書を詰所にて配布した行為は、『就業規則』第3条(9)項違反にあたる、今後再びこのようなことを行った場合は厳重に対処する」と「注意」を受けました。

なんと2ヶ月かけて調査した結果の回答は？！

「就業規則違反という確認はしていない。」

《団交やり取り》

組合：今回の場合は就業規則違反にはならないということね。確認させてもらう。

会社：就業規則違反という確認はしていない。就業規則違反とまでは確認できなかったというのが会社の回答。

組合：玉虫色の回答をせずに規則違反に当たるのか当たらないのかを聞いたのだから。当たらないということでしょう。

会社：会社としての回答は、今、私が申し上げた通り。

組合：確認できなかったなどを聞いているのではない。規則違反に当たるのか当たらないのかを聞いていることに対して「確認できなかった」という答えはないでしょう。

組合：冒頭に言ったように2ヶ月間調査をやられているということで時間があつた。当たるか当たらないかだけ。現場も、聞き取りも当然やっているでしょ。本人にもやっているだろうし、田中総務科長と藤中さんにもやっているだろうし、それで、その回答はこの場にはそぐわない回答ですよ。就業規則違反に該当するのか、しないのですか。

会社：今回の行為は該当するとは確認していないということです。

組合：該当しないということですね。

組合：田中総務科長は、手渡ししたとしても会社としてはこういう行為は認めないとはっきりおっしゃっていますよ。田中総務科長の認識は変わったということか。言い方がおかしかったということか。

会社：丁寧ではなかった。

組合：丁寧でなかったのなら、謝罪すべきではないですか。本人はえらいご立腹なんですよ。

JR東海から天下った管理者は、やりたい放題の労務管理を改めて、原告萩原さんに対する威圧行為を悔い改め、まずは間違った注意をしたことを謝罪することです。